

目 次  
(第3部 原子力災害対策計画)

第1編	総則		1	
	第1章	計画の目的・方針	1	
		第1節	計画の目的	1
		第2節	計画の性格及び基本方針	1
		第3節	計画の構成	2
		第4節	災害の想定	2
		第5節	緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	3
		第6節	市地域防災計画の作成又は修正	32
	第7節	今後の検討課題について	32	
	第2章	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱		33
第1節		実施責任	33	
第2節		処理すべき事務又は業務の大綱	34	
第2編	災害予防		37	
	第1章	放射性物質災害予防対策		37
		第1節	放射線防護資機材等の整備	37
		第2節	放射線防護資機材等の保有状況等の把握	37
		第3節	原子力災害に対応する医療機関の把握	37
	第4節	災害に関する知識の習得及び訓練等	37	
	第2章	原子力災害予防対策		38
		第1節	情報の収集・連絡体制等の整備	38
		第2節	原子力防災に係る専門家との連携	39
		第3節	防災対策の実施	39
		第4節	避難所等の確保	39
		第5節	環境放射線モニタリングの実施等	39
		第6節	緊急輸送体制の確保	40
		第7節	健康被害防止に係る整備	40
		第8節	風評被害対策	40
		第9節	市民等への的確な情報伝達体制の整備	40
		第10節	原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発	41
第11節		原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施	41	
第12節		県外からの避難者の受入に関する事前調整	41	
第3編	災害応急対策		42	
	第1章	活動態勢（江南市における組織の動員配備）		42
		第1節	災害対策本部の設置・運営	42
		第2節	原子力防災業務関係者の安全確保	45
	第3節	職員の派遣要請	45	
	第2章	放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策		46
		第1節	情報収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	46
		第2節	警戒区域の設定及び住民等の立ち入り制限、避難誘導等の措置	47
		第3節	消防活動（消火・救助・救急）	47
		第4節	広報活動の実施	47
		第5節	交通の確保	48
	第6節	医療関係活動	48	
	第3章	核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策		49
		第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	50
		第2節	専門的知識を有する職員の派遣要請	50
		第3節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	50
		第4節	原子力災害合同対策協議会への出席	51
		第5節	市民等に対する屋内退避、避難勧告・指示	51
		第6節	市民等への的確な情報伝達	51
		第7節	医療関係活動	51
		第8節	消防活動（消火・救助・救急）	52
		第9節	自衛隊への災害派遣要請等	52
		第10節	汚染された食品等の流通防止	52
第11節		交通の確保	53	
第12節		輻輳対策	53	

第4章	県外の原子力発電所等における異常時対策		54
	第1節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	55
	第2節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	55
	第3節	飲料水・食品等の放射能濃度の測定	56
	第4節	市民等への的確な情報伝達	56
	第5節	国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	56
	第6節	医療関係活動	57
	第7節	放射性物質による汚染の除去への協力	57
	第8節	緊急輸送・交通の確保	58
	第9節	飲料水・食品等の摂取制限等	58
	第10節	治安の確保	59
	第11節	風評被害等の影響の軽減	59
	第12節	輻輳対策	59
	第13節	市外からの避難者の受け入れ	59
第4編	災害復旧		61
	第1節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	61
	第2節	放射性物質による汚染の除去への協力	61
	第3節	各種制限措置の解除	61
	第4節	心身の健康相談の実施	62
	第5節	風評被害等の影響の軽減	62
	第6節	復旧・復興事業からの暴力団排除	62
	第7節	災害地域に係る記録等の作成	62